

## 破綻私鉄末期における 県外資本の百鬼夜行

田中庄一郎、奥村競らに翻弄された  
佐賀電気軌道の紛擾を中心に

小川功

Isao Ogawa

滋賀大学 / 名誉教授

## I はじめに

本稿では礼付きの県外資本の専横に翻弄され続け、地元からも見捨てられた佐賀電気軌道（以下単に佐電と略）末期の百鬼夜行とでも形容すべき悲惨な窮状を一連の“虚業家”<sup>1)</sup>事例研究の一環として取り上げたい。小川功(2025)の矢鳥軌道で存在を指摘しつつも直接的史料が乏しく未解明点が多く残った鉄道金融を売り物とする特異な請負・納入業者が公文書・地元紙・自伝類の確たる記述上で公然・顕在化した好例かと考えたゆえである。

一般に自治体史等で私鉄経営者に言及する場合、当然ながら地元大株主らの動向に焦点が置かれ県外資本の素性にまで注意を払う事例は少ない。本稿で取り上げた佐電の前身<sup>2)</sup>佐賀馬車鉄道は旧佐賀藩士らの地元銀行家を中心に発起、運営されてきた、いわば「葉隠れ」精神溢れる由緒正しい、所謂「佐賀財閥」直系企業であった。筆者も昭和6年破産し消滅した佐賀貯蓄銀行<sup>3)</sup>を取り上げ、ゆるやかな各家連合体が田中猪作なる一匹狼的な“虚業家”の妄動のために架空預金証書まで乱発した挙げ句、脆くも崩壊した佐賀財閥末期の一断面を一瞥したことがある。

佐電沿革は文末付記の通りで、その後半期はま

1) “虚業家”については小川功(2025)：拙稿「“虚業家”に翻弄され続けた長期未成軌道の創業期の実態―大正後期鳥海山麓模範村の村策会社・矢鳥軌道の前半史―」『彦根論叢』第443号、令和7年3月参照。

2) 佐電のいま一つの前身企業である川上軌道については文末付記及び拙稿「大正期九州嵐山への遊覧小鉄道の創立と発展―初代社長真崎辰五郎の残した川上軌道関係文書を中心に―」『史料館研究紀要』第58号、令和8年3月参照。

3) 佐賀貯蓄銀行は拙稿「大正期破綻銀行のリスク選好と“虚業家”―佐賀貯蓄銀行と田中猪作をめぐるビジネス・モデルの虚構性―」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第6号、平成20年3月参照。

4) 『福岡日日新聞』を福日と略したように、本稿では頻出資料に以下の略号を用いた。

二期電化を申請、同時に両線の一時運転休止を申請した。その時点では川上線電化後に引続き両線電化に着手予定であった。(実現出来ず)

2年後の5年4月「神野川上間電車は愈々敷設工事も竣成し、七八両日間に亘り県土木課保安課の検査…電気については熊本通信局…実地検査を了へ…予定通り明十日から開通する段取り…となれば当分四台の電車で、神野川上何れも午前六時運転を開始し、十分乃至十五分毎に運転し、最終は午後十一時四十分とし、全線を五区に分ち一区五銭で全線二十五銭…神野から佐賀駅引込線は五月末日迄に竣工の予定」<sup>4)</sup>(S5.4.9福日)と電化完成の朗報が出た。お祝いムードも束の間、葉隠れ精神とは無縁の輩によって牛耳られ、地元紙は「佐賀人を馬鹿にするな」と激怒、その後中央紙も「佐賀電軌の内紛…事件の内容は極めて複雑で、係官を弱らせてゐる」(S11.10.27朝佐)と司直の手を煩わせる事態を報じた。

『佐賀市史』は「八木常蔵<恒蔵が正当>は在東京であり、軌道の電化からくる収益を見越して多額の投資をしていた。これがのち佐賀電気軌道の経営権をめぐる佐賀派と東京派の紛糾の要因をなした」(市史,p567)と、八木を東京派主宰者と見做す。しかし同派の正体や派内の構成、動機等には言及し得ない。末期に佐賀県から「調査候処、従来会社ノ内容ニ於テハ兎角ノ風評アリ、訴

訟其他ニヨリ混乱状態続行シ、重役ノ更迭甚シ」<sup>5)</sup>とされ、紛糾混乱のうちに甚だ不名誉な最後を迎えた零細困窮私鉄ゆえ地元執筆者も調査に手を焼いたことだろう。

本稿で主に取り上げる田中庄一郎、奥村競とその仲間らは私鉄数社に関与した「プロ」である。なにゆえに彼らは先行きに不安ある遠方の「泥船」同然の佐電に巨額投資を行い、かつ首脳部の重責まで担ったのであろうか。今回はあまりに複雑怪奇な内紛騒擾事件の故に監督当局も持て余し、捜査当局も難儀し、さらに後年の自治体史・地元先行研究等でも十分に解明されたとは言い難い。県外資本の実態、特に実権を掌握した県外首脳らの、この種の特異な鉄道資本家の「終始常軌を逸し」た奇怪な振る舞いの真意を、閲覧が許された滋賀大学附属史料館所蔵文書のほか『鉄道省文書』『佐賀新聞』、裁判記録等注記した公表資料の限りで探求・解析を試みたい。

なお所謂「佐賀事件」で糾弾された側の主張は「佐賀派の一派に致されて、遂に背任の罪名を冠せられた」(岡林,p180)田中庄一郎の濡れ衣を雪辱せんと同宗・年来の友人・岡林正統に書かせた体裁での実質「自伝」的な評伝<sup>6)</sup>及び被告側弁護人上申書での弁明等を援用して評価の公平を期した。

檄文…昭和7年12月23日付岸川善太郎・真島大三郎ら株主宛「檄文」(滋賀大学史料館所蔵「川上軌道関係文書(仮称)」)。官…佐電「営業報告書」(前掲「川上軌道関係文書(仮称)」)#数字は第何回。  
鉄文…国立公文書館「鉄道省文書 佐賀電気軌道(4)」。  
岡林…岡林正統「風雪四十年 田中庄一郎を語る」昭和12年、大阪駈々堂。  
大審院…昭和13年10月28日業務上横領私文書偽造行使被告事件の大審院第三刑事部判決『大審院判決全集 第6輯』法律新報社、昭和14年1月15日。  
上告…「弁護士竹内静三上告趣意書」(大審院,p50~55所収)。  
市史…『佐賀市史第4巻』(近代編 大正・昭和前期)、佐賀市、昭和54年。  
湯口…湯口徹「内燃自動車発達史 上巻」ネコパブリッシング、

平成16年。

佐賀…「佐賀新聞」、福日…『福岡日日新聞』、朝佐…『朝日新聞佐賀版』、魁…「秋田魁新報」、東朝…『東京朝日新聞』、大毎…「大阪毎日新聞」、官…『官報』、交通…「交通と電気」電通社、諸…「日本全国諸会社役員録」。

5)「営業廃止ノ件」昭和12年6月17日監督局長宛知事報告、鉄文。

6) 岡林は田中追放の元凶として無価値株を売付けられたと訴えた秋電石○金三と、破産魔の肩書ある悪辣なる策謀家・佐電河井英次両常務を仮名で挙げるが、管見の限り石川銀蔵(骨董商・石銀商店主、秋田証券信託専務)は秋田市街自動車創立者として知られ、佐電の川口栄次(注9)も車両購入時に個人保証した義侠心ある人物で地元でとかくの評は見出せない。

## II 佐賀軌道の電化と 田中庄一郎の登場

佐電の前身・佐賀馬車鉄道は「十九世紀の遺物…佐賀市の体面上忍ぶ能はざる恥辱」(S3.12交通, p61)との悪評を蒙り幾度か動力近代化を試みたものの、「当分馬匹、蒸汽機関車併用」含みの中途半端なプランを「社長、常務取締役ニ於テ臨機応変施行スル」(#18営, p1)という甚だ煮え切らぬ態度に終始、若干の調査費でお茶を濁したにすぎなかった。むしろ佐賀市側が積極的に市電計画を推進したため当局や市民の多くは「現在の軌道会社が電力化する事は先づ不可能」(T15.1交通, p82)と認識し、大勢は市営論に傾いて行った。

昭和初期に福田慶四郎社長が東京有力私鉄元幹部と称する八木恒蔵<sup>7)</sup>に電化計画への支援・現地調査方を依頼、八木の腹心なる田中庄一郎<sup>8)</sup>が乗り込み好結果を出したので東京の投資家頼みで宿願の電化を決断した。「改善努力中、偶々本村善太郎氏の斡旋によれて…八木シンジケートと交渉まとり」(S2.12交通, p61)、2年11月7日「軌道の電化…俄かに実現…百一萬円の増資…の内約百万円は東京市の八木恒蔵氏を中心とするシンジケートに於いて引受け」(S2.11.7佐賀)と報じられた。斡旋した在京の同郷弁護士本村善太郎は「福田社長以下在佐重役が再三上京して八木氏を動かしたので、東京より田中<庄一郎>氏外二名の技術員が来佐し…詳細なる調査を行った結

果…電化しても充分利益を挙げ得るであらうとの確信に到達し、本年九月に到り、愈々資金の大部分を投資する事となった」(S2.11.7佐賀)と経緯を述べた。愛郷心の強い本村は八木が専務であった池上や同業私鉄等と相応の面識あり、良かれと思って仲介の労をとったのであろう。3年常務の川口栄次<sup>9)</sup>が田中宛書簡で八木「様へは御大兄より…御挨拶被成下やう取分け御願申上候」(岡林, p172)と上席と見た八木に敬意を払ったことが覗える。

会社への根強い不信を払拭したい福田らの積年の焦燥感に付け込む形で、2年7月八木配下の優秀技術員という触れ込みで田中が甘い電化工事調査結果を会社に建言した。福田らは八木＝田中らを東京の有力鉄道投資団(八木シンジケート)主宰者<sup>10)</sup>と錯覚、「何分御尊兄様の御援助に待つにあらざれば…」(川口常務書簡 岡林, p172)などと恰も“救世主”が出現したかの如く「田中に対する絶対の信頼」(岡林, p172～3)を寄せ、その提言を有り難く受け入れた。

2年11月6日佐電と田中間で「契約書が取り交はされ」(岡林, p170)、以後佐電の新株「一万余株…八木田中氏が、会社との覚書に基き…約一ヶ年半に亘りて、其の心血を注ぎて募集」(岡林, p187)した。3年6月時点の佐電側の心づもりは「川上線ノ完成直後引続き第二期<市街・諸富両線>電化計画ニ取掛ル予定」<sup>11)</sup>であった。

7) 八木恒蔵は安政5年越後に生まれ、木津銀行副支配人、大阪市街鉄道発起人、国民銀行取締役、東京電気鉄道発起人総代等を経て、大正期江東護謨取締役、西武軌道監査役、池上電気鉄道発起人。佐電で演じた「八木シンジケート」主宰者は架空話で、大正6年専務となった池上電鉄は芳川寛治、高柳淳之助ら札付き重役間で紛擾を重ねる泡沫企業で11年末辞任。

8) 田中庄一郎は大坂府平民、明治28年大和屋庄兵衛を名乗る没落商家八代目の長男に生まれ、幼時より「我こそ…田中家九代の庄兵衛なり、屹度々々一家の再興者になろう」と、由緒正しきお家の再興を決意、大阪実業銀行給仕を経て、苦学し工業学校を卒業、南海鉄道技手を経て、明治45年大阪高工電気科入学、大正3年卒業、黒崎電機入社を経て大

正5年田中電機を創業、給仕時代の恩人たる岸本五兵衛、猪飼九兵衛に出資を仰ぐ(岡林, p2～65)。

大正8年父の信仰から信貴鉄道追加発起人・創立委員、同年末旧信貴生駒電気鉄道取締役、秋電の代表取締役兼主任技術者、大和石油代表取締役など歴任。岡林は田中電機「派生的事業たる池上、信貴の両…社に立て籠って再挙」(奥林, p106)可能と弁護するが、旧信貴の“穴”を消すため新信貴を造ったが故に田中は信貴でも同様の手口を使ったものか。

9) 川口栄次は洋物商・志波雑貨店主、福田慶四郎とは福多商会、朝日商会等で乾坤一擲の大勝負を共にした運命共同体的で不可分な主従関係(佐電では社長と常務)になった。

[表一] 昭和3年時点の佐賀電気軌道役員と持株

社長	福田慶四郎	70
常務	川口栄次	
常務	田中庄一郎	
取締役	八木恒蔵	
	野口勘三郎	50
	石川又八	100
	菰田哲	75
	真島大三郎	30
	中野五郎	65
	本村善太郎	
監査役	蒲原民太郎	30
	鬼崎雅市	30

(出典)『帝国鉄道年鑑 昭和3年版』,p554、持株は入手できた大正12年11月末の株数

同日田中は「常務取締役兼建設部長、技師長」(岡林, p170)に就任、東京市麻布区三軒家町6に置かれた佐賀軌道改め「佐賀電気軌道株式会社東京建設事務所に勤務」<sup>12)</sup>した。佐電が遠く離れた東京に建設事務所を設けたのは「土木工事以外の建設に付ては東京側の推薦に依る者に依頼する」(S4.5.2佐賀)と約束したからである。有力投資団との触れ込みとは大違い一部二葉工業所等を除き、多くは[表一2]の如く田中の一族郎党を並べたに過ぎず、肝心の田中の資金繰りは幾度もの失敗が祟って大正末期に極度に逼迫<sup>13)</sup>の結果、化けの皮は直ぐに剥がれた。

10) 大正10年3月13日池上電鉄株募集広告には八木専務、田中取締役、吉村、石黒相談役らに続き、京浜各現物団の加盟店がずらりと並ぶ。こうした広告を示し「八木シンジケート」の存在感を誇示か。田中は佐電を追われた後も医療器械で「吉村…の足痛を根治せしめた」(『大阪工業倶楽部』昭和4年2月, p84)ほど深い仲か。

11) 昭和7年9月16日付「申請書却下願」鉄文。

12)『大阪工業倶楽部』昭和3年2月, p25。文末付記も参照。

13)「大正九年の財界変動に大打撃をうけ、百万円の負債を背負」(S8.4.24佐賀)ったと伝わる田中の当時の信用情報は決して芳しいものではなからう。

[表一2] 八木シンジケート系 主要株主

1,000	田中庄一郎
1,000	田辺孝一 二葉工業所、※秋電元取締役
750	田中一郎 庄一郎と同居
750	田中庄兵衛 庄一郎の父
500	石黒慶三郎 共立電機電線専務、※池上電鉄相談役、※秋電取締役歴任
500	井上清 一族の富夫・進祐(各50株)と同居
500	田中喜平 庄一郎の異母弟、同居
500	田中幸三郎 庄一郎の末弟、庄兵衛と同居
300	佐藤孫四郎 庄一郎の同士・※秋電常務植木尚也の相続財産管理人(縁戚者か)
300	近江谷栄次 ※北日本拓殖常務、元代議士
200	大中義正 地主・家主、製紙原料商、江戸川製紙監査役
110	田中勝造 庄一郎の次弟、※田中電機取締役
100	徳永清 ※三共電気医療器械社員

(出典)「第二回株金払込及株主失権ニ関スル公告」(S4.4.6、4.26佐賀)係累は岡林著伝記、※印は田中系企業

4年4月30日の総会で福田社長は東京側から「変電所に使用する古物の機械五千円に買入れたるものを三万五千円に納入すべく、何等の了解をも受けず、本社に送付して来た。斯る行為は会社を愚弄するもの」と非難した。さらに電化工事は別の約束を破り「五十五万円の工事一切の請負を委任せよと言うて来た」ので地元東邦、九水に見積させた結果「四十万円にて出来ると確信」し15万円もの大幅水増しに激怒中、資金欠乏の本性を露呈し性急に「工事着手金現金五万円、約束手形十万円の振出を要求して来た」ので「断然之を拒絶…東京側と手を絶つに至った」（以上 S4.5.2佐賀）と断言した。生え抜きの強硬派・中野五郎から田中取締役解任案が出されたが、田中は既に辞任登記済と説明した。

田中との絶縁宣言に地元紙は「ボロ機械を買込み三万五千円を請求するなんて佐賀人を馬鹿にするにも程がある」として東京側を「甘い汁を一杯吸はうとする」「虫の好い」「誠意といふものはなかった」「仕事師」と決めつけ、「会社側が勇気一番断然之と手を切ったのは遅走せながら賢明の策」（以上「蛇足録」S4.5.2佐賀）と大賛成した。

「会社を愚弄」との非難にボランティアに非ざる「商業資本」田中側の主張は「ご親切にも東京から遙る遙ると、佐賀くんたり迄手弁当で来てロハの仕事をする人があり得たらうか」と、「約束の範囲内にて為る」当然の「口銭」なりとして田中「逐ひ出し策<sup>14)</sup>に腐心した挙げ句の言ひ懸り」（岡林、p174～5）にすぎぬと反論した。

14) 岡林によれば「当時田中は…河井と共に上京して、どしどしと、建設材料を購入して会社に送った」際に、「会社では、買入価格が高いといふ理由で…手形の支払を拒絶…違約に由る責任は全部田中…と主張」（S10.1.18佐賀毎日、岡林、p177）したとする。

15) 佐賀商工（魚介類養殖、缶詰飲料水製造）は大正8年6月旧佐賀水産と旧福多商會が合併し設立、発起人は福田、山口練一、真崎三郎ら、大中正澄が監査役（『九州諸会社実勢』大正8年、p635）。

一方の二葉商會は昭和9年5月古賀明之助、坂田無適、高平邦清の役員3名及会計主任大串梅吉（自宅は神野町1128

### III 奥村競の登場と内紛の泥沼化

地元紙の憤激ぶりから東京への拒絶度が覗えるが、その後も佐電は次々登場する東京勢に翻弄され続ける。田中らの本性に気付いた福田・川口らは失権株の競売策で東京派の全面的駆逐を謀るが成功せず長期戦へと突入するまでを両派對立の第一段階とすれば、第二段階は福田子飼いの佐賀商工、二葉商會<sup>15)</sup>重役陣が集団で、田中と同じ穴の貉の如き奥村<sup>16)</sup>一派を相手取り以下の通り法廷闘争を次々と展開する。

念願の電化工事は先ず神野～川上間4哩57鎖が5年4月4日無事竣工し、9日「正午から開通の祓式を変電所内に於て挙行、川口常務は社長代理として玉串を捧げて閉式、午後二時より神野～川上間の試運転を行ったが、首尾は上々」（S5.4.10佐賀）と表面上は見えたものの、実際は内部で再び「東京株主とのゴタゴタを惹起」（S4.9.19佐賀）していた。

電化に際し佐電は奥村競<sup>17)</sup>が主宰する東京の車両商・奥村商會から電動客車6両外4両（代金72,540円）を5年3月10日購入した。車両売込先を探す奥村が佐電を追われ昭和4年9月頃近所に移ってきた田中と佐電納入以前から利害が合致し提携していたとしても不思議はない。

資金難の佐電が車両納入時に苦肉の策として「株式四千株を一株の代金十五円の割にて譲渡したが、この後同様四千株を交付」（S8.1.28佐賀）し、奥村は何らかの思惑の下で合計8,000株もの多量の佐電株を車両代金見合いで受領、同時に

番佐電本社内）ら佐電関係者が「有価証券ノ売買並ニ貸金業」を目的に（株）二葉商會を水ヶ江町134佐電営業所（坂田の佐電役宅か）内に設立、3名が取締役、大串が監査役に就任した1年半後に早期解散。杏葉を二つ並べた鍋島家定紋由来の社名か未詳だが内紛と無縁ではなからう。岡林が引用する記事では佐電川口前常務は福田前社長「と共に会社を辞して、裏面から策謀の糸を引いてゐた」（S10.1.18佐賀毎日）由。

16) 岡林の書いた田中の伝記に八木は登場するが、著名な同業者奥村の名はない。会誌『大阪工業倶楽部』昭和4年10月号に「佐賀電…を辞され…東調布町大字鴉ノ木三七〇に

(双方の連携プレイか否かは未詳ながら) 田中が持っていた佐電支配権を事実上継承し、5年7月10日奥村ら東京派が取締役に、三輪直哉が監査役に各々就任(S5.10.6官, p140)した。

奥村ら東京派への反感は日ごとに強まり、職責上奥村らの不正行為に接する機会が高い佐電幹部社員で会計主任の大串梅吉あたりがまず行動した可能性がある。折しも大串が佐賀商工取締役に就任した7年5月頃から、佐賀商工役員らを中心に奥村らの排斥運動の準備が本格化したものかと推測される。

即ち福田の後任社長だった岸川善太郎を筆頭に、高平邦清<sup>18)</sup>、東島定一(精米業)、坂田無適(佐電主事)、真島大三郎(佐電30株)の「吾々」5名の前役員を中心とする福田人脈によって、東京派による佐電“乗っ取り”を阻止・奪還せんと佐電株主に対して非公然“買本尊”奥村の“走狗”的な「西山氏一派の行動は終始常軌を逸し、今後又々奈何なる不法行為に出づる哉も難計候条…総会の委任状は何卒吾々へ御送付被成下度」(檄文)と反奥村運動への賛同を呼びかけた。12月22日取締役に反対運動員「吾々」5名の前役員たる岸川、高平、東島、坂田、監査役に真島が復帰、地元派が巻き返した。

こうした岸川善太郎・真島大三郎ら地元派株主の反奥村運動の高まりの中で7年6月30日奥村は島名平兵衛、松下栄とともに取締役を、奥村の部下・三輪直哉も監査役を各々解任されるなど奥村系役員が一掃された。しかし解任された奥村も

返り咲きを画策、奥村系の竹内英次(日本計器製造取締役支配人)の画策でクーデターを執行した。

地元派の言い分では昭和7年12月3日佐電臨時総会終了後、福岡県大川村の請負業「西山友吉氏一派は…別箇の<不実なる>総会を開催し…吾々取締役及監査役一同を解任し…西山友吉氏及び…甲川岩次郎(神戸) 吉村鉄之助(東京)の両氏を取締役として選任…昭和7年12月17日佐賀区裁判所…登記を了した」(檄文)となる。

すぐ地元派は佐賀地裁に差止め仮処分を申請、12月21日地裁は甲川、吉村、西山の「取締役トシテノ権限行使ヲ禁止」する仮処分を決定があり、これに基き翌22日区裁は「本案訴訟確定ニ至ル迄」3名の「新取締役ノ権限行使禁止及旧取締役、監査役ニ対シ権限行使ヲ命スル変更登記」(S8.2.16官)を行った。

以後正規の総会とは別に自派総会を開き独自の新役員を選任登記したと主張する奥村側と、当該株の失権手続をなしたので選任は無効との佐電側との激しい法廷闘争が展開される。

奥村側の主張は「払込をなさず、失権したるものを訴外福岡<福地の誤記か>三治外三名が各千株を競落し、原告<奥村競>名義に書替へ、その競落代金及第三回払込金を奥村商会の車両代金と相殺」(8年1月27日開廷の佐賀地裁判 S8.1.28佐賀)したとする。原告奥村側山口弁護士は「会社は失権手続き、株式を競売に付したるも完全に株式を取得したるものでなく、失権手続は無効」(S8.1.28佐賀)として岸川社長を佐賀地

て三共電気医療器械合名会社を経営、住所同上」(会員動静, p111)、「目下三共電気医療器械(…鶴ノ木三七〇)を起こし、大いに活躍せん」(同窓新事業便り, p84)と二重投稿するほど佐電を追われ起死回生に必死な田中に、先住の同業奥村が近隣物件を世話した可能性はないだろうか。

**17)** 奥村競(田中と同じ東調布町の鶴ノ木250)は明治24年岐阜県羽島郡川島村に生まれ、普通教育を終え、京橋区機械商藤本商店に奉公後、大正8年機械仲買を創業、合資会社奥村商会を設立し代表社員、札幌郊外電気軌道、常武電気鉄道、佐電各社長、日本計器製造取締役、相模鉄道、曾我商会各監査役、札幌鋼索鉄道、京阪急行電鉄各総代発

起人等を兼ね、日本ゴールドドレッヂ、温根湯温泉軌道等にも関与した。昭和5年時点では丸ビル第一室二八八区、第二室三九七区に本店を置き、汽車製造、タクマ、米国バンドン商会等の代理店となり、一ノ瀬源次郎、原野春太郎各支配人、三輪直哉(奥村の縁故)、大塚踐吉、大阪出張所主任山田秀次、札幌出張所主任遠藤英雄(温根湯温泉軌道監査役)ら店員12名、年商約50万円、安田、十五、川崎第百各店と取引(『土木建築請負並関係業者信用録』昭和5年、帝都興信所, p75、『丸之内紳士録』昭和6年, p635)。

**18)** 高平邦清は福田系の朝日商会元監査役で佐賀新聞主幹。

裁に訴えたのに対し、被告佐電側内田弁護士は「車両代金として株を与へた事はあるが、その後奥村一派は第四回払込金をなさず、よって重役会議の結果、該株を合法的に失権手続をなしたので、失権株によって重役の選任は無効」(S8.1.28佐賀)と反論した。

さらに反対運動は続き、9年5月30日古賀明之助、坂田、高平と大串梅吉ら佐電有志は東京派排除のため「有価証券ノ売買並ニ貸金業」目的の株式会社二葉商會を坂田の自宅内に設立した。(S9.7.6官, p145)

一ヶ月後の6月30日の佐電総会は「大紛糾」(S9.7.1佐賀)となった。甲川岩次郎、吉村鉄之助、西山友吉が退任、7月10日付で二葉商會役員古賀(代表)、坂田、高平が取締役に就任した。同時に佐賀区裁判所で「七年十二月二十一日付佐賀地方裁判所ノ仮処分決定ニ基キ、同月二十二日爲シタル新取締役ノ権限行使禁止 及旧取締役、監査役ニ対シ権限行使ヲ命スル変更登記ハ許スヘカラサル登記ナルコトヲ発見シタルニ依リ抹消ス」(S9.8.23官付, p28)旨登記された。

法的手続の瑕疵を別にすれば、経済合理性からは百万円も出した東京派に理がある訳だが、白黒を委ねられた裁判所の判断も二転三転する。こうしてシーソーゲーム繰り返しの結果、商業登記に依存する外部からは一体いずれに正統性あるのか判別できない内戦事態が長く続いた。(以下の役員変遷は煩瑣につき省略)

10年1月3日地元派(古賀、坂田、高平各取締役、真島監査役)が再度解任され、またまた奥村派が復権し取締役に奥村(代表)、松下、城戸崎保太、監査役に三輪が就任(S10.2.19官)した。

奥村は[表一3]の如く地元派を一掃、汽車会社からのお目付役・小川を除き奥村商會の幹部・一員らを多く役員に据え、万一の違法露見を恐れ監査役に最側近・三輪直哉を常置、世間の目を逸らすためか一時的に百戦錬磨の山口正雄<sup>19)</sup>をあえて代表権のない名目的社長に戴き、実務は能吏・原野春太郎<sup>20)</sup>支配人に仕切らせ、グレーゾーンの荒技は“武闘派”城戸崎保太<sup>21)</sup>に委ねる万全の布陣の下、自らは代表取締役として実権を掌握した。

[表一3] 昭和10年時点の佐賀電気軌道役員

社長山口正雄	M34新潟、S10～S11.9
代表取締役奥村競	M24岐阜、S5.7～S11.9
取締役支配人原野春太郎	M28秋田、S9～S11.9、 奥村商會支配人
取締役城戸崎保太	M27福岡、豊州鉄道の枕木商、S7佐電失権株主西山友吉らの代理人、S9～S11.9
取締役松下栄	M9、S5.7～S11.9
取締役小川弥太郎	M21、S9～S11.9
取締役枝松栄蔵※	M23、S10～S11.10
取締役田口健介※	M32、S10～S11.10 丸ビル 総会出席
監査役 三輪直哉	M31静岡、S5.7～S11.10 奥村商會出資者・庶務主任

(出典)『ポケット会社職員録 昭和11年版』ダイヤモンド社、p347及び官報等。備考は生年、出身、役員任期(中断あり)、属性、※印は奥村商會の一員と推測

**19)** 山口正雄は長岡銀行勤務後、六資商會、山口商事、松竹雑誌、山栗証券、山口保全各代表取締役等を歴任。鉄道省担当官も「社長ノ外更ニ会社ヲ代表スルモノアルハ如何」(昭和11年1月27日付「代表者変更届」鉄文)と疑義を呈した。真偽不明だが「城戸崎氏は原野氏ほか、奥村、山口など諸重役を相手取り、諸富線買収に絡まり、彼らが横領を働き…と称し佐賀検事局に告訴」(S11.10.13朝佐)したような訴訟リスクの際には“捨て駒”(現に昭和11年9月城戸崎と共に取締役解任)の山口社長を矢面に立たせる腹か。

**20)** 原野春太郎は「三井物産勤務、小樽商業会議所理事、北海道拓殖鉄道取締役兼支配人等歴職、昭和四年現職<

奥村商會支配人>に就く」(『大衆人事録12版』, p554)。常武電気鉄道社長等を兼ねた。昭和23年時点で産協(株)社長、産協百貨店主(『人事興信録15版下』, p33)。

**21)** 城戸崎保太(折尾町)は「佐賀電気<軌道>ニ関係セルハ全ク枕木代金回收ノ為メニ関与シテ遂ニ重役迄ナリシ」(上告)枕木商。昭和11年9月17日佐電から整理依頼を受けた資産の二重売買等の嫌疑で取締役を解任。公判で弁護人は「原野春太郎ノ計画的奸略ニカカリ、城戸崎保太失脚ノ陥穽ニ落ち込ミタルモノニシテ、其間地元ノ旧重役カ江戸ノ仇ヲ長崎ニテ打ツカ如キ態度」(大審院, p55)をとった結果と主張した。彼自身は佐電が「不用地ハ之ヲ処分シテ会

とはいえ10年1月3日臨時総会での古賀ら地元派役員解任直後に地元派大株主Gの申請代理人(佐賀弁護士会長の内田清治弁護士)が仮処分を申請し、1月8日佐賀地裁は奥村派(奥村、松下、城戸崎、三輪)に対する仮処分申請の決定を以下の通り行った。

10年1月3日の古賀らの解任と奥村派の選任「決議ハ…本案終局ニ至ル迄、其ノ執行ヲ停止ス」、さらに奥村派の役員「権限ヲ…終局ニ至ル迄行使スヘカラス」、さらに地元派の役員「権限ヲ…終局ニ至ル迄行使スルヲ得」<sup>22)</sup>とされた。こうした泥沼の如き法廷闘争が際限なく繰り返された。

## IV 県外重役との抗争とその悪影響

奥村は実権を握った時期においては会社更生を名目に、①差押えを乱発、なり振り構わず債権を回収。②土地建物、軌条、枕木等の換金容易な余剰資産を処分。③不経済を理由に電車に換え中古ガソリンカーを導入(後述)など所謂合理化を推進した。以下の具体例に見るように甘い汁を吸った田中と同様、憎まれ役の取り立てを子分達に命じ、全領域から鞘を抜く悪辣な行為を組織的に繰り返すなど、ひたすら智恵を絞り滞った車両代金回収に狂奔する債鬼そのものであった。

8年4月「佐賀駅構内電車引込線工事請負者…藤原勝太郎氏…に対する工事費未払金九千余円の強制執行を佐賀区裁判所に申請」、「工事費未払を盾にガソリンと現金を差押ふ 一時不穩の

氣勢を呈す」(S8.4.20佐賀)る状況に「電車、バス従業員は…城戸崎保太氏の横暴なるく回収>態度に憤激し、『吾々も満身に給料が貰へず困ってゐるのに無茶なことをされてはたまらぬ』」(S8.4.20佐賀)と「城戸崎氏に対抗的氣勢を示し、険悪な空気を醸す」(S8.4.20佐賀)騒動に発展、従業員、乗客、地域全体に不評を買った。

奥村は不要地処分での債務減額を城戸崎に指示、「城戸崎保太ハ…社長奥村競ノ代理人トシテ」(上告)馬鉄時代からの主要運輸拠点で最大の遊休資産・水ヶ江用地<sup>23)</sup>の処分等に従事中、10年6月城戸崎が佐電の古枕木を個人名義で豊州鉄道に売却(長崎控訴院判決)する疑惑を招いた。

特に東京株主間での債権回収上の便宜をはかるため「整理<sup>24)</sup>終了次第再び佐賀に移す」と称し本社を丸ビルの奥村商会内に移した。この東京移転を機に各層の鬱積した不満が爆発、反中央・反奥村の市民感情を醸成した。

まず「従業員に直接利害ありとして、一部には不満の色を見せ」(S10.7.20佐賀)たのに続き、「佐電本社東京移転に刺激され」「市営バスの促進に市民一斉に猛運動」(S10.7.30佐賀)と報じられた。佐電「奥村側の勝訴による会社建直し」「全国稀に見る運賃の高率」「本社を東京に有する営利会社の為に佐賀市民五万人の交通機関が暴威を揮ふ」点に市民層が反発したとある。10年8月9日の停電事故の際、無許可でバス4台で代行運転した佐電の法令無視に対し佐賀署も「断然処分する」(S10.8.11佐賀)と憤慨した。

社ノ債務ヲ片付クル方針ヲトリ、而モ百六銀行ヨリ競売ノ申請ヲ受ケ、会社トシテハ其債務ヲ一万二千円迄減額セシメ、水ヶ江町、裏門通、神野町等ノ土地ヲ処分セントシテ、其一切ノ処置ハ適法ニ城戸崎保太ニ一任セラレ居リシモノ…城戸崎保太ハ中々苦心慘憺シテ其処分ニ努力シ、社長奥村競ノ代理人トシテ仮契約ヲ為シ」(昭和12年3月3日「問答調書」大審院、p54所収)たと陳述したが、奥村の権威を笠に着た“走狗”の横暴不遜な言動が地元側にも強い反発を招いたことが窺える。

22) 10年1月9日付佐賀地裁民事部作成『謄本』、鉄文、117～9コマ。

23) 諸富線と市街線の接続点・水ヶ江は出張所、車庫等があった約730坪の土地で、馬鉄時代には厩舎、馬糧倉庫があり、16人乗客車13両、無蓋貨車2両、馬25匹が収容されていたが、地元の市議に売却。

24) 奥村と吉村鐵之助ら八木シンジケート株主間の債権債務関係の相殺を巡り、持参債権差押並添付命令の有効・無効が争われた。

特に市営バス促進大会では「業績挙げず、経営困難の状態久しく持続し、且つ春來の内訌紛擾は世人の耳目を聳動せしめ、会社当局は何等更生挽回の策を講ぜず…我興隆佐賀市の要求に応ずる施設の如きは絶対に望みなき」(S10.8.28佐賀)と佐電を糾弾した。

主幹高平邦清が反奥村運動の当事者であった佐賀新聞の報道姿勢も「久しく佐賀の交通界に貢献してゐた佐電」(S10.6.20佐賀)が「東京へ持って行かれることになり、佐賀は単なる営業所に過ぎなくなった」(S10.7.20佐賀)結果、佐電排斥色を一層強め、10年8月9日「佐電の変電所のモーターの故障で運転不能となり各所に電車立ち往生」(S10.8.11佐賀)した際には「佐電泣面に蜂」、「東邦電力に数年間分約六千円の電気料金の滞納あり、その料金を一向に支払わないため業を煮し停電」(S10.8.11佐賀)との「一部の風評」すら報じた。

11年8月17日佐賀市営バスが開業、全面競合する佐電のバス部門は大打撃を受けた。このころ福岡県下で自動車網を拡大中の武雄の有力資産家・宮原家<sup>25)</sup>は城戸崎に融資して懐柔するなど佐電を物色中、ここらが損切りの潮時と判断した奥村から支配権を握った模様である。9月17日持株を恐らくや捨て値で手放した奥村ら東京側の役員は当然に辞任する中、仲間のはずの山口と御しがたい“走狗”城戸崎は、もともと“捨て駒”の故か奥村派から取締役を解任される処置を下された。

ここに佐電「本社は東京から地元の佐賀へ移すほか、重役も…東京側を一掃して郷土人が顔を並べる新陣容を結成…従來の紛糾を清算し今後は

郷土会社として一路更生の途に邁進すべきをく大株主会で>申し合わせた」(S11.10.30朝佐)と好意的に報じられた。11月27日佐電本店は丸ビルから佐賀市神野町818番地の旧地に戻り、名実共に地元復帰を果たした。しかし川上線は「每期欠損多く、大修繕の必要あるも意の如くならず、交通機関として完全なる使命を果し得ず」<sup>26)</sup>廃止された。

## V 二人のビジネスモデルの虚構性

小川(2025)の秋田県山間部の“村民鉄道”たる矢島軌道が山林業者の専用軌道として生まれ、ムラで引き取って以来当局者の情報不足に付け込んだ“虚業家”に食い物にされたのに比べ、本稿の佐電は情報が得やすい県庁所在都市の古参私鉄という点で事情を異にし、ほぼ全員が県内株主で構成された純粹の県内企業<sup>27)</sup>として出発した。以後は両派の抗争が絶えず仮処分合戦で登記済み役員も抹消され、相互に正当性を主張する本社・首脳部が地元・東京の双方にあって睨み合う“内戦”状態が永続した。戦況記事は喩えるなら藩の血を引く“業隠武士団”<sup>28)</sup>がお城乗取を謀る江戸の悪徳商人共を膺懲する勸善懲悪劇を想起させるが、銀行家・弁護士等を擁する博識“堅物”経営陣が東京の怪物に弄れたのは何故か。

筆者は電化決断時「大正九年の財界変動に大打撃をうけ、百万円の負債を背負」(S8.4.24佐賀)った田中の信用調査の欠落と考える。銀行家たる福田らの「救世主出現か」との判断ミス<sup>29)</sup>を契機に、まるで百鬼夜行の如く「終始常軌を逸し、今後又々奈何なる不法行為に出づる哉も難計」

**25)** 「九州の虎」と呼ばれる宮原忠直(武雄町)は運送店を創始、温泉組合長も兼ねる事業家。長男忠雄は昭和11年佐賀米穀取引所理事長に就任したほか、博多、行橋、飯塚の各自動車社長等を兼ねる中で、弟の乙松が10年頃まず佐電の総務社員となり、11年常任監査役就任、昭和17年(佐賀自動車改称後)では8,673株の筆頭株主となり、兄忠直4,980株、妻ハツ1,501株ともども一族で、奥村の佐電株を継承済み。

**26)** 『道路の改良』昭和12年8月、道路改良会、p154。

**27)** 大正12年11月末の佐電株主155人中で東京市在住は第二位の鍋島直映(150株)唯1名で、他に福岡県1名(福岡無能14株)、福岡市1名(福岡千代10株)(#23営、p26)。

**28)** 五人組の多くが関与する福田人脈の佐賀商工発起人である監査役の大中正澄は長年百六銀行に勤務した旧佐賀藩士で「居常刀剣を愛し斯道の博識を以て知る。亦古武士の遺流」(実勢、p36)との評もあった。

(徹文) い“得体の知れない” 一群が蒞出、彼らの言動に一喜一憂され続けた故である。

しかし田中の“商法”は秋田等で見せた行動の二の舞で調査すれば予見可能であった。即ち大口出資の見返りに工事を一手請負する才賀電機商会の商法に倣った大阪の車両メーカー日本電機車両主宰者・田中は、大正9年秋田軌道に出資し社長就任、秋田電気軌道(秋電と略)と改め本社を遠く大阪に移した。

地元との折り合い悪く、地元紙は大正12年末「田中は詐欺欺漢」(T12.12.21魁③)と正体を暴き、昭和2年頃には「一時ハ破産デモスルカト言ハレル迄悲況ニ陥」<sup>30)</sup>り、一時運転休止するなど混乱が続いた。破綻因は大阪移転中の「田中社長時代ニ借入金アルニ不拘、帳簿ニ記載セラレサリシ」<sup>31)</sup>負債16万円露呈で、「田中社長時代ノ物品購入代金」不正を訴えられ、昭和2年本店を秋田市に戻した。以上は秋の字を佐に置換すれば、ほぼ佐電にも該当する筋書きである。

田中のビジネスモデルは「車両工場に於て電車客車を製造し…別に電鉄及び電気事業に関する社外工事請負、投資を為し…<信貴、池上、秋電、穴吹川水電等に>大株主又は重役として密接の関係を有し、着々工事を進め」(T9.4.20大毎 公募増資広告)、名ばかりの本店を地元へ置く一方、遠方に出張所(信貴電の例)、建設事務所など実質的本社を置き、ここで株式募集、金融、業者選定・発注、設計監理など旨味ある業務を田中が握るものであった。そして仕掛かり中の企業から収奪した金で次の標的を買占め、池上→信貴→秋田→佐賀と全国を渡り歩いた。情報手段が未発

達な時代には悪評が遠方まで流布し難いとはいえ、決して持続性の高い商法ではなかった。

岡林は佐電との対立は「シンジケート組合の認識の如何」(岡林, p173)にあり、佐電は田中を「一個の取締役としての立場」(岡林, p174)で遇したが、田中は「企業団代表としての田中」(岡林, p174)を主張する。即ち金を出した田中側こそ当然に発注権限を持ち、田中が主宰し東京株主から成る決議機関を有する在京独立企業団なりとの“擬制”である。実際に昭和4年東京で株主協議会を開き、資金難の責めを負うべき佐賀側の失策・費消の疑念が晴れるまで東京側は払込に応じず、新重役も東京側で独占すると決議<sup>32)</sup>、全面対決の構えをとった。

地元側で苦情を呈してきた東京側の行動が正式に司法の場で採り上げられた契機は奥村派の撤退前後の内紛である。解任の前後に腐れ縁の奥村派と決別し宮原家と内通したためか、あるいは身辺に危機が迫るのを感じたためか未詳ながら、城戸崎が奥村側の組織的不正を訴えたが、すぐに奥村側との「諒解なり、告訴を取下げた」(S11.10.13朝佐)と伝わる。反旗を翻した城戸崎への意趣返しでもあろうか、今度は原野が城戸崎を佐電の虎の子資産たる「水ヶ江町…敷地買取<売却の誤>につき、その間多額の金を横領したと称し…<検事局に>告訴を提起」(S11.10.13朝佐)するなど、仲間同士で旧悪を暴露し合う「城戸崎、原野両氏の泥試合」(S11.10.30朝佐)の結果、不正行為の一端が露呈し、関係者の取調、逮捕、起訴、一審と所定の司法手続きが進んだ。地元紙の報道により重役の不正行為が暴露された結果、

29) 福田の周辺には川口栄次、蒲原民太郎など終始福田と行動を共にした「同<福田慶四郎>氏系統」(実勢, p32)の忠実なるイエスマン連中が取巻いていたため、銀行家なら当然の配慮として一歩引いて冷静に田中の素性・秋田での評判等の調査を進言すべき参謀を欠いていた可能性がある。

30) 秋電『第八十回営業報告書』昭和2年12月。

31) 鉄道監督局宛秋軌114号、昭和4年2月16日(鉄文、秋電)。

32) 「会社側より東京側株主に対し株の第二回払込を催促した処、東京側は之に応ぜざるのみならず、東京に於て株主協議会を開き、一、株金払込請求に関する理由を明にする件。一、各重役の責任を明にする件。一、過去現在未来における資本金の使途を明にする件。一、必要に応じ検査役選任の件。一、各重役改選に関する件の五項を決議し、会社に対し臨時株主総会を請求」(S4.5.2佐賀)。

佐電を伏魔殿視して来た世の疑惑が事実であったことを示した。

しかし当局は出先実行部隊の“微罪”に拘泥、背後の“巨悪”に迫る気配はなかった。所轄捜査は「佐賀電軌の内紛…事件の内容は極めて複雑で、係官を弱らせてある」(S11.10.27朝佐)有様で、川上線廃止の際に特許状返納義務すら大目に見た弱腰鉄道省ではないが、遠く東京の奥村商会側の犯意<sup>33)</sup>立証など本丸突入は望むべくもなかったと思われる。

大審院で被告側弁護人は水ヶ江用地問題は「原野春太郎ハ城戸崎保太ヲ陥弊ニ落シ入レテ、彼ヲ追放スルノ奸計ヲメクラシ、本件ヲ惹起セシメタ…ルモノニシテ、其間地元ノ旧重役カ江戸ノ仇ヲ長崎ニテ打ツカ如キ態度ヲ以テ之ニ臨」(大審院, p54~55) んだ結果の濡れ衣なりと「佐賀電気更生ノ大恩人」(上告)を弁護した。しかし「江戸ノ仇ヲ長崎…」の表現から奥村の“走狗”の横暴不遜な言動が地元の猛反発を招いたことが窺える。

## VI むすびにかえて

七度狐という正直な村人が賢い狐に繰り返し騙され続ける古典落語がある。小川功(2025)の秋田県矢島軌道ではムラの情報不足に付け込み、何人もの“虚業家”連中が次々現れて好条件で幻惑させ、結果的に長く無駄な投資を重ねさせた結果、地域に過重な負担を背負わせた長期未成軌道の悲劇を採り上げた。

大正末の志摩電気鉄道株式募集に各地を行脚した地元村長の手による「ローカル私鉄創業の内情が赤裸々に描かれている貴重な記録」<sup>34)</sup>によれば、名古屋の請負業者から「七千株を引受けるから工事一切を一任せられたいとの手伝いがあり…身元性格等を内探した所が…ウマウマと彼等に欺瞞せられる所であった」<sup>35)</sup>とある。北浜筋からも「公募し已むなき場合は若干の幽霊株を加へ成立した事にすればよい何、何と種々親切ごかしを聞かされた」<sup>36)</sup>など、遠方の“その筋”のプロから「如何はしき誘惑」<sup>37)</sup>が零細私鉄に次々殺到したが、その正体は「黒標付の強か者」<sup>38)</sup>であったという。幸いにも志摩のムラは狐の正体を見破った村長らの見識に救われたようだ。

そもそも大正末期から昭和初期にかけての私鉄業界は不況の深刻化、バスとの競合等で地方閑散路線の休廃止が加速していく。延長や新規開業を狙う請負・車両・軌条等の関連業界は急激な需要減に苦しみ、かような過当競争を強めるほかなかった。一方で経済基盤の脆弱な地方私鉄は地元での株式募集が難しく外部負債に依存せざるを得ないが、安定的な長期借入金調達は至難の業である。厳しい環境下で零細私鉄の新規開業、電化等での巨額の建設工事・設備調達に際し、前述の如き金融面での便宜等を武器に工事請負・設備発注を無理強いる怪しげな中小業者も登場する。佐電でも新参の二葉工業所(芝区)<sup>39)</sup>が田中と同額の1,000株引受けたが、詳

33) 退陣の寸前昭和11年春城戸崎・原野が子爵岩城隆徳(前稿の羽山軌道監査役)らを加え、恰も有名な紀鉄商法を想起させる、住宅地ホテル目的の佐賀電軌興業なる会社を捏造した嫌疑など、佐電“取奪”の全容は解明できていない。

34) 青木栄一解題『大正期鉄道史資料』第11巻、日本経済評論社、昭和58年復刻、巻末、p5。

35)~38) 大矢圓三郎編『志摩電鉄秘史』昭和6年、17~18丁、前項34)所収。

39) 大正14年開業で百坪の工場に職工25名の新参・鉄道材料レール枕木商(『電気年鑑 昭和4年版』, p642)。

40) 経営関与例は大林芳五郎関与の阪堺電気軌道、広島電気軌道、京津電気軌道など多数あるが、大林の狙いは工事受注ではなく「自ら重役たる阪堺電車も、故人が社長であった広島電軌も、総べて他の請負業者に工事を委ねた」(『大林芳五郎伝』, p206)。

41) 『土佐電鉄八十八年史』平成3年, p245。同様に日本工業も止むを得ずに工事代金を神有2.7万株で受取り筆頭株主となった。なお光明電気鉄道と高鳥組との冷酷な関係は極めて例外的か。

細末詳ながら相当無茶な営業攻勢の典型かと思われる。

以上の当然の帰結として余市臨港軌道(小島栄次郎工業所)、高知鉄道(藤永田造船所)、神戸有馬電気鉄道(日本工業合資)等、請負納入業者が施主の私鉄株を多数取得し経営に関与した事例<sup>40)</sup>が少なからず発生した。債権保全上関与を決める主力銀行の銀行管理と同様、あくまで納入代金を回収できなかった結果、高知鉄道のように「資金回収のため、止むを得ず経営」<sup>41)</sup>介入した例が大半かと思われる。

しかし本稿は当初から経営介入あるべきを事前に認識の上、信用力乏しい零細私鉄へ高値大口商談を恐れず敢行する、高利貸的なりスク・テイク行動の常習例と考えられる。田中、奥村らが好むと好まざるに拘わらず遠隔地私鉄首脳の座を多数占め、各方面から厳しい批判に晒された事実からも明らかである。

近年奥村商会取引先である札幌郊外電気軌道、北海道拓殖鉄道、北丹鉄道、佐電等への納入車両群を詳細に分析された斯界の先達たる湯口徹氏は、札幌では「車両を…奥村商会所有のまま、会社に貸し付け…高額の使用料を得て」(湯口, p28) いたと指摘した。

一連の佐電不正事件のうち監督官庁も懐疑的で種々難癖を付けたにも関わらず懲りずに強行したガソリンカー<sup>42)</sup>に関しても、湯口氏は「何程の役に立ったとも思えない」(湯口, p314)、「経費の無駄使いに終わった」(湯口, p312) と判断、車両

ブローカーであると同時に資金に窮する零細鉄道へのハイリスク覚悟の高利貸しでもあると看破した上で「電化費用も奥村に依存していた可能性」(湯口, p312) を指摘する。また「奥村にとって、どんな条件を附されても認可さえ得れば…誓約を守る気など毛頭なかった」(湯口, p28) 札付きの人物と断じている。

そもそも電化に際し割高な自動車会社製の新造電車を売り付けた当の商人が一転維持費が安いからとガソリンカーに乗り換えさせ、しかも欠陥品と認識<sup>43)</sup>の上で臆面もなくニセモノを押し付けるなど、筆者は奥村一派の組織的な倫理観欠落に驚愕のほかない。当局から不備を指摘され車両審査が難航するや、10年6月城戸崎、原野ら二人の業務執行を糺すべき立場の佐電監査役を兼ねる奥村商会員たる三輪を佐電が熟達「部理代人」(鉄文、149コマ) に立てて頑迷固陋な役人を「泣き落し」(湯口, p312)、巧みに丸め込んだ。これは「ボロ機械を買込み三万五千円を請求」したと報じられた田中以上に、個人レベルの私利役得でなく佐賀人を馬鹿にした組織的収奪である。

巷間耳にする美術の世界でも著名な競売者・美術館等に巧みにニセモノを高値で売り付け「希代の贋作師」とも称される悪玉連中はプロをコロリと騙す<sup>44)</sup>瞬間に快感を覚え、次々と乱造し続け、非難され投獄されても懲りず、自己の正統性を強弁し続ける病変者であるという。彼らの取扱った絵を車両や企業自体に置き換えると田中や奥村が誇り高い地元名家たる重役や専門家を愚

42) 昭和10年初佐電は「営業不振ニ付、更生策トシテガソリン車ヲ併用セン」(鉄文、121コマ)と「重役間ニ於テ川上…線ニガソリンカーヲ運転スルコトシ鹿本鉄道…新聞公告ニ基キ不要ガソリンカー三台ヲ購入スヘク契約シ、代金千七百五十円、修繕並ニ廻送費千二百七十六円五十二銭ヲ要スル処、会社ニテハ五千円ノ支出ヲ決定」(上告, p54)した横領事件の大審院公判で弁護人は「物品ヲ…新聞ニテ発見シ、其世ト取次トヲ為シ…儲仕事ノ先棒ヲ担キタルニスキサル」被告が上司「無罪トナリ、元締ハ免レテ其下馬ノミ茲ニ有罪ノ判決ヲ相受ケ」(以上、上告) 不当と主張。

43) 前項の介在役員は「購入シタ右ガソリンカー三台中、二台ハ逆行装置カナキ為、之ヲ運転スルニハ両終点ニ転車台ヲ装置スル必要」(「予審調査」大審院, p53) ありと事前に不条理を認識する確信犯。

44) 美術史、修復、化学、鑑定諸技能に秀でた偽作者は「フェルメールの絵の複製をつくるのではなく…全く新しい絵を創造した…腕前は真に迫っており、多くの…専門家が騙された」(朽木ゆり子「盗まれたフェルメール」新潮社、2000年, p194)。

弄した所業と酷似する。田中自身は秋田での功績を誇らし気に「所謂『銅像もの』に値する行為」(岡林, p109)と自負、佐賀でも八木との巧みな共演で「田中でなければ夜も陽もあけぬといふ…絶対の信頼」(岡林, p172~3)を勝ち取った瞬間にさぞや歓喜したことだろう。筆者はかねてよりかような特異性向を有する企業家類型を“虚業家”と見做してきた。

その後の田中の末路を暗示する昭和8年ころの証言として岡林は秋田で「田中庄一郎の銅像は建たずして、記念碑建設の人柱」(岡林, p109)にされ、佐賀でも「彼は再び秋田事件の二の舞ひの憂き目を見なければならなかった」(岡林, p166)と田中の憤懣を代弁する。

自伝を知人に出させ大いに自己弁護を果たした田中に比し、奥村には管見の限りで類書を見出せない。そこで晩年の奥村の企業活動を探索し、彼なりの行動原理を推測してみたい。

軌道事業からの不本意な撤退と前後して、彼の次なる進路は鉱業、それも仕入先汽車会社からの圧力もあってか札幌、佐賀等で蒙った損失を取り戻すため一攫千金を狙った砂金採掘であった。昭和9年8月奥村は大塚栄吉、石井太吉ら親しい企業家数名を連れて「砂金採取調査のため、東満州の三道溝を視察」<sup>45)</sup>に行き、一行は反日武装勢力たる「匪賊の横行で危険を感じ急いで逃げ帰った」<sup>46)</sup>と伝えられる。同行した石井らは何時襲撃されるかも知れない砂金鉱は、いかにハイリターンであっても未だ開発の時機でないと失望し、本業での外地への工場進出も取りやめた。しかしリスク管理意識が皆目欠落傾向にある奥村は全く懲りた様子もなく引き続き、那須など国内はもちろん朝鮮半島、中国東北部等“外地”でのハイリス

クの鉱業投資を強引に拡大した結果、たとえ金が出ていたとしても敗戦ですべてを喪失したものと想像される。戦後の消息は杳として定かでないが、在外資産を失ったはずの奥村が内地に残った若干の資産で必死に藻掻いたであろう晩年の壮絶な姿が想像<sup>47)</sup>される程度である。

## 【付記】

本稿で採り上げた佐賀電気軌道(佐電)の略史は、①明治37(1904)年開業の佐賀馬車鉄道(馬力)と、②大正2(1913)年開業の川上軌道(蒸気)とが、③大正8(1919)年合併して佐賀軌道となり、④昭和2(1927)年川上線等の電化決定後、佐賀電気軌道と改称した。

ただし③を正確に表現すれば佐賀馬車鉄道が将来の動力化を見越して明治44(1911)年改称した佐賀軌道と、川上軌道との合併に際し双方の利害調整の結果、法律上佐賀軌道が解散し、存続する方の川上軌道が同名の佐賀軌道と改称し、旧川上軌道本社を本社とし旧佐賀軌道本社を水ヶ江出張所(注23)として各々従前の管理業務を継続した。混同を考慮し本稿では便宜上「佐賀軌道」の社名使用を極力回避した。なお旧川上軌道と旧佐賀軌道双方の微妙な相互関係の詳細は注2の小川功(2026)参照。

45)46)『石井鉄工所三十五年史』昭和31年, P280, 187。(原典は大塚肇編『大塚栄吉伝』昭和23年)。

47) 昭和24年商工省調査で那須の製材業者と、昭和29年特許出願一覧に「自転車用発電器」を出願した同姓同名者が居り、国内投資先であった那須に疎開し転業した可能性や、戦時中に奥村商會が発売した「発電式電池いらずほたる手廻電灯」(新聞広告)を自転車用に転用した可能性もあろうか。

# **Pandemonium of Out-of-Prefecture Funding, Bankruptcy, and Demise of a Private Railway**

**Case Study on the Saga Tramway Troubled by Shoichiro Tanaka and  
Kisou Okumura**

Isao Ogawa

Saga Tramway Co., Ltd. was the operator of a short-distance unelectrified railway connecting Saga Prefecture's central city of Saga with the suburbs. Amid planning for electrification in the early Showa period (1930s), Saga Tramway jumped at an exceptionally favorable offer from an investor group from Tokyo that called itself the Yagi Syndicate: Put them fully in charge of ordering the rolling stock and equipment, in addition to performing the electrification work, and they would contribute 1 million yen, the total amount of necessary funds. Saga Tramway's management revered the representative, Shoichiro Tanaka, who showed up for the site investigation. In reality, however, the "investment" was a fraudulent business scheme conceived out of desperation by the Tanaka group, a small-medium manufacturer of railway vehicles from Osaka that had gone bankrupt and was carrying a huge debt.

The majority of Saga Tramway shares, which the Tanaka group could not afford owing to its financial difficulties, ended up in the hands of Kisou Okumura, a rolling stock broker from Tokyo, as payment for the railway vehicles purchased. Against local objections, Okumura became Saga Tramway's president with the sole objective of earning back the price of the rolling stock. He manipulated a large number of subordinates into carrying out aggressive, including illegal, debt collection activities, and

finally relocated Saga Tramway headquarters to his own office in Tokyo and continued to do as he pleases, drawing the dissatisfaction of not only the employees but also the passengers, the public, and the wide region. This distrust of Saga Tramway led to the rise of a powerful rival: the Saga City Bus.

The likes of Tanaka and Okumura committed a common pattern of fraudulent business activities against private railways by which they started out playing the role of a "savior of justice," presenting sweet temptations and imposing financial support on the target in order to win orders, and then once they held the management rights, they revealed their evil nature and took to unjust plundering to get a quick payback on their investment. Prior to their activities in Saga, they had engaged regularly in similar unfair business practices throughout Japan. Saga Tramway's management neglected its duty to evaluate those "risk loving" records and allowed itself to be fooled—the management's accountability should not be ignored either.